

食品衛生法及びカルタヘナ法の規定

	食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法) (平成 15 年法律第 97 号)
法目的	<p>第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために<u>公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第一条 この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、<u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）及びバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もつて人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</u></p>
定義 (組換え DNA 技術関係)	<p>【食品、添加物等の規格基準（告示）】 (平成 12 年厚生省告示第 232 号による一部改正で規定)</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>2 食品が<u>組換え DNA 技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術（最終的に宿主（組換え DNA 技術において、DNA が移入される生細胞をいう。以下同じ。）に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであること又は組換え体（組換え DNA を含む宿主をいう。）が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であることが明らかであるものを作製する技術を除く。）をいう。以下同じ。）によって得られた生物の全部若しくは一部であり、又は当該生物の全部若しくは一部を含む場合は、当該生物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の経た旨の公表がなされたものでなければならない。</u></p>	<p>第二条 この法律において「生物」とは、一の細胞（細胞群を構成しているものを除く。）又は細胞群であつて核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイロイドをいう。</p> <p>2 この法律において「<u>遺伝子組換え生物等</u>」とは、次に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。</p> <p>一 <u>細胞外において核酸を加工する技術であつて主務省令で定めるもの</u></p> <p>二 <u>異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術であつて主務省令で定めるもの</u></p> <p>【施行規則】（平成 15 年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第 1 号）</p> <p>(生物の定義)</p> <p>第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の主務省令で定める一の細胞（細胞群を構成しているものを除く。）又は細胞群（以下「細胞等」という。）は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 ヒトの細胞等</p>

		<p>ニ 分化する能力を有する、又は分化した細胞等（個体及び配偶子を除く。）であって、自然条件において個体に成育しないもの （遺伝子組換え生物等を得るために利用される技術）</p> <p><u>第二条 法第二条第二項第一号の主務省令で定める技術は、細胞、ウイルス又はウイロイドに核酸を移入して当該核酸を移転させ、又は複製させることを目的として細胞外において核酸を加工する技術であって、次に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p><u>一 細胞に移入する核酸として、次に掲げるもののみを用いて加工する技術</u> イ <u>当該細胞が由来する生物と同一の分類学上の種に属する生物の核酸</u> ロ <u>自然条件において当該細胞が由来する生物の属する分類学上の種との間で核酸を交換する種に属する生物の核酸</u></p> <p><u>ニ ウイルス又はウイロイドに移入する核酸として、自然条件において当該ウイルス又はウイロイドとの間で核酸を交換するウイルス又はウイロイドの核酸のみを用いて加工する技術</u></p> <p><u>第三条 法第二条第二項第二号の主務省令で定める技術は、異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術であって、交配等従来から用いられているもの以外のものとする。</u></p>
--	--	--